

3月4日の人権行政推進本部会議を受けた人権行政推進本部からの依頼

(1)人権行政の推進体制に関する点検状況の報告

- ・次ページで整理

(2)人権行政推進委員会設置要綱の見直し

- ・差別事象が発生した場合の対応及び再発防止に関すること
- ・差別のない安心・安全な職場環境の整備に関すること

を委員会の協議事項として明確に位置付ける（詳細は別途整理）

以上、2点の依頼があるため、この機会にご確認いただく

(1)人権行政の推進体制に関する点検状況の報告

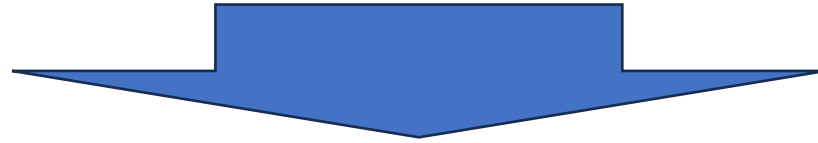
次の2点が確認されている

①所属内人権研修の

- ・これまでの取組み（不十分な点や課題など）
- ・上記を踏まえた今後の方向性

②研修以外の

- ・これまでの取組み（不十分な点や課題など）
- ・上記を踏まえた今後の方向性



①

- ・個別人権課題や人権課題発生時の対応体制を周知・啓発 特に課題無し
- ・引き続き実施するとともに、委員長メッセージを発信

②

- ・人権の視点での対応体制や発信内容を振り返る業務チェック 特に課題無し
- ・対応体制の維持・強化につながる取組みのため、引き続き実施

(2)人権行政推進委員会設置要綱の見直し（加えて、組織体制変更に伴う体制整備）

○副首都推進局人権行政推進委員会設置要綱

第1条 差別事象への対応等を委員会の目的に追加

第2条（組織）

- ・委員長 西島局長
- ・副委員長 山下理事、阪本理事 ※総務理事
- ・委員 山野理事、芦原理事、辻本理事（兼大学部長）、
堀井部長、田河部長、（総務）
濱ノ園部長、小田部長、（推進）
窪田部長（大学） ※各担当で府市同数

第5条（協議事項）

委員会の会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 局の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取組みに関すること
- (2) 局における職員に対する人権研修の取組みに関すること
- (3) 差別事象が発生した場合の対応及び再発防止に関すること
- (4) 差別のない安心・安全な職場環境の整備に関すること
- (5) その他 委員長が必要と認める事項に関すること